災害に見舞われた方々に対する公的支援について

市内に発生した非常災害により被災したとき、被害状況により、公的支援制度をご利用いただけます。各制度についてご不明な点等がありましたら、それぞれの担当課へお問い合わせください。

なお、市民の生命や財産を保護する観点から、市は災害時に、個人情報の保護に関する法律に基づき、被災者に関する個人・世帯情報を収集しております。この場合、いただいた情報は、関係機関・団体と共有、連携する場合がありますので、あらかじめご承知おきください。

【狭山市役所 福祉部 福祉政策課】

窓口：市役所1階 15番

電話：04-2953-1111（市役所代表番号）内1511・1512

04-2937-7562（直通）

※直通番号及び窓口の受付時間は、土日・祝日を除く
9：00～16：30です

公的支援について
市公式HPでも
ご確認ができます。

●公的支援一覧
（各課直通番号または市役所代表番号　04-2953-1111へ）

1．扶助金等

1-1. 扶助金		
内容	罹災証明書に基づき、生活必需品の購入費として扶助金の支給を受けられます。	
	○狭山市より ・全焼、全壊、流出…10万円 ・半焼、半壊…５万円 ・床上浸水…３万円	○狭山市社会福祉協議会より ・全焼…２万円 ・半焼…１万円 ・床上浸水…１万円
必要書類	・口座情報（通帳又はキャッシュカード） ・罹災証明書	
担当	福祉政策課 04-2937-7562（直通） 狭山市社会福祉協議会 04-2954-0294	

1-2. 埋葬料	
内容	災害により死亡した方を遺族、縁故者、知人等において埋葬を行った場合は、埋葬料の支給を受けられます。 埋葬料…10万円
必要書類	・口座情報（通帳又はキャッシュカード） ・罹災証明書 ・埋葬費用の領収書等（埋葬者氏名と埋葬料のわかるもの）
担当	福祉政策課 04-2937-7562（直通）

1-3. 日赤災害弔慰金	
内容	災害により死亡、または行方不明となった方の遺族等に、 日本赤十字社より支給されます。 １名…2万円（生計維持者の場合3万円。ただし、単身者の場合は2万円）
担当	福祉政策課 04-2937-7562（直通）

2. 宿泊施設等

2-1. 宿泊補助	
内容	一時的な避難所のない世帯が有料の宿泊施設を利用した場合、申請に基づき、市から助成金を支給します。 ・最長５泊 ・１人１泊あたり上限3,300円（宿泊料の３/４）
必要書類	・口座情報（通帳又はキャッシュカード） ・罹災証明書 ・宿泊施設利用領収書
担当	福祉政策課 04-2937-7562（直通）

※参考※　市内の宿泊施設一例

駅	宿泊施設名	住所	連絡先
狭山市駅	シティホテル松井	祇園3-3	04-2956-4151
	ホテルシヴィックイン	富士見1-28-2	04-2957-4133
新狭山駅	新狭山ホテル	新狭山3-9-2	04-2952-7770
	新狭山第一ホテル	新狭山3-11-3	04-2952-0001
	ビジネスホテル松井	新狭山3-10-21	04-2953-1234
	ビジネスホテル若狭	下奥富680	04-2953-8800
	いなり旅館	下奥富641	04-2954-6465

2-2. 民間賃貸住宅の提供支援	
内容	住宅火災等で居住場所のない世帯は、応急的な住宅として民間賃貸住宅の提供支援が受けられます。 ただし、民間賃貸住宅の提供支援協力店取り扱いの物件に限ります。 ※４ページの協力店名簿をご覧ください。 ※支援を希望される場合は、はじめに福祉政策課にお申し出ください。 ・敷金、礼金不要 ・契約事務手数料…家賃0.5か月分 ・賃借期間…最長１年
申請期間	災害発生から原則３か月以内
担当	福祉政策課 04-2937-7562（直通）

2-2. 民間賃貸住宅の提供支援
協力店名簿

R8.3月現在

No.	商　号	〒	所　在　地	電話番号(04-)	FAX番号(04-)	管理戸数
1	㈱アスキージャパン	350-1305	入間川3-21-9	2955-0080	2955-7006	30
2	㈲いりそ不動産	350-1316	大字南入曽560番地	2959-4560	2958-8870	393
3	㈱三幸	350-1331	新狭山3-9-7	2953-5555	2953-5556	150
4	新和商事㈱	350-1331	新狭山2-6-21	2954-5100	2955-1227	30
5	㈱二興	350-1331	新狭山3-1-1 プラザ新狭山104	2954-0047	2952-8164	1000
6	㈱ハウスネット　狭山店	350-1307	祇園1-13	2956-5500	2956-5505	2000
7	㈱早船地所	350-1331	新狭山2-9-16	2952-3210	2952-3321	500
8	㈱ヤマト地所	350-1331	新狭山3-1-1	2952-1558	2952-9333	2000

2-3. 市営住宅	
内容	住宅火災等で居住場所のない世帯は、応急的な住宅として市営住宅を一時使用することができます。 ・使用期間…１か月（最高３か月を限度として期間の延長が可能） ・敷金・一時使用期間の家賃は、不要です。 ・水道、電気、ガスは個人で契約し、料金は自己負担です。 なお、市営住宅の入居要件に該当する世帯につきましては、使用期間終了後、引き続き市営住宅に入居できる場合があります。（入居の場合は敷金や家賃等各種費用がかかります。）
担当	建築住宅課 04-2941-6839（直通）

3.その他

支援項目	内容	担当
生活用品の支給	災害による被害を受けた世帯は、日本赤十字社より生活用品の支給を受けられます。 ・布団一式（１人１組・小学生以上） ・毛布またはタオルケット（１人１枚） ・緊急セット（４人に１個） ※布団一式については水害の場合不可	福祉政策課 04-2937-7562(直通)

支援項目	内容	担当
ごみの持ち込み手数料の減免	罹災証明の交付を受けた世帯は、災害等によるごみ（家財道具等）に限り、持ち込み手数料の減免を受けられる場合があります。 ※事前のご相談が必要です。	奥富環境センター 04-2953-2831
税等の減免	災害等により、税等の減免が受けられる場合があります	
	市県民税	市民税課 04-2937-5073(直通)
	固定資産税	資産税課 04-2937-5145(直通)
	国民健康保険税	保険年金課 04-2941-5174(直通)
	後期高齢者医療保険料	保険年金課 04-2941-5174(直通)
	国民年金保険料	保険年金課 04-2941-5174(直通)
	介護保険料	介護保険課 04-2941-5609(直通)
	保育料（利用者負担額）	保育幼稚園課 04-2941-4093(直通)
児童扶養手当・特別児童扶養手当の支給	支給停止中で災害等に見舞われた世帯は、手当の支給が受けられる場合があります。	
	児童扶養手当	こども支援課 04-2941-3069(直通)
	特別児童扶養手当	障がい者福祉課 04-2941-2679(直通)

●罹災証明書の交付
【火災の場合】
消防が現場を確認している住宅火災の罹災者又は、関係者は、罹災証明書の交付を受けることができます。火災保険の請求や公的支援サービス等の申請時に必要となります。
埼玉西部消防組合狭山消防署　電話：04-2953-7111

【暴風、豪雨等の自然災害の場合】
自然災害により住家等に被害を受けた場合、公的支援の手続きや保険請求の手続きのために、市では「罹災証明書」を発行しています。災害により住家が受けた被害の程度を証明するものです。
狭山市役所危機管理課　電話：04-2968-6527